

中小企業振興基本条例 愛知県内市町村の制定状況

資料4

		施工年	施行日
愛知県	愛知県中小企業振興基本条例	2012 (H24)	2012.10.16
安城市	安城市中小企業振興基本条例	2012 (H24)	2012.7.1
高浜市	高浜市産業振興条例		2012.9.28
名古屋市	名古屋市中小企業振興基本条例		2013.4.1
知立市	知立市中小企業振興基本条例		2013.4.1
大府市	大府市中小企業の振興でまちを元気条例	2015 (H27)	2015.4.1
常滑市	常滑市中小企業振興基本条例		2015.7.1
豊明市	豊明市小規模企業振興基本条例		2015.6.30
新城市	新城市地域産業総合振興条例		2015.12.25
小牧市	小牧市中小企業振興基本条例	2016 (H28)	2016.7.1
東海市	東海市中小企業振興基本条例	2017 (H29)	2017
刈谷市	刈谷市中小企業振興基本条例		2017
みよし市	みよし市中小企業及び小規模事業振興基本条例	2018 (H30)	2018.4.1
多治見市	多治見市中小企業・小規模企業振興条例		2018.7.1
犬山市	犬山市産業振興基本条例		2018.10.1
尾張旭市	尾張旭市小規模企業・中小企業振興基本条例	2019 (H31) (R元)	2019.4.1
江南市	江南市中小企業振興基本条例		2019.9.27
大口町	大口町小規模・中小企業振興基本条例		2019.12.24
瀬戸市	瀬戸市中小企業振興基本条例	2020 (R2)	2020.4.1
岩倉市	岩倉市小規模企業・中小企業振興基本条例		2020.4.1
長久手市	長久手市小規模企業及び中小企業振興基本条例	2022 (R4)	2022.3.31
蒲郡市	蒲郡市産業振興基本条例	2022 (R4)	2022.4.1
日進市	日進市小規模企業・中小企業振興基本条例		2022.4.1

## 小牧市中小企業振興基本条例

小牧市は、中部圏の交通の要衝としての恵まれた条件を基盤に、積極的な企業誘致を図り、ものづくり、食及び暮らしを支える多様な企業が立地する県下有数の内陸工業都市として発展してきた。中でも、小規模企業を始めとする多くの中小企業は、それぞれの事業活動を通じて地域経済をけん引するとともに、地域と共に歩み、地域社会の担い手としてまちづくりに貢献してきた。

今日、経済の国際化による企業間の競争の激化、国内の少子高齢化による人口減少社会の到来等中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化している。

このような時代において、中小企業は、多様で活力ある発展をしていくために、自らの創意工夫により、その機動性及び地域性を発揮し、経営の安定化を図るとともに、新たな事業展開に取り組んでいく必要がある。また、市、愛知県、小牧商工会議所、中小企業団体、大企業、金融機関、支援機関、大学等及び市民の地域社会の各主体は、中小企業の存在及び役割の重要性を共有するとともに、一体となって連携し、果敢に挑戦する中小企業を支えていかなければならない。

そして、中小企業が、引き続き、地域社会の形成及び発展、雇用並びに多様な人材の社会参画を支え、ひいては市民生活の向上をもたらす重要な役割を果たす主体として地域に貢献し、地域社会と協働していくことにより、地域と中小企業の活力の好循環が生まれ、その活力は、次代を担う子供たちが将来の夢を描くことができ、小牧市民憲章に掲げる「希望と働く喜びのある活気あふれるまち」の実現につながっていくものと確信する。

私たちは、更なる地域社会の発展及び市民生活の向上の実現を目指す上で、自ら挑戦する中小企業と共に中小企業の振興を図るため、ここに、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、小規模企業を含めた中小企業の振興についての基本理念を定め、市、中小企業者、小規模企業者、小牧商工会議所（以下「商工会議所」という。）等の責務等を明らかにし、これらが相互に協力するとともに、市の中小企業の振興に係る施策

の基本となる事項を定め、これを総合的に実施することにより、もって中小企業の振興、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業を支援する事業を行うもの（商工会議所、支援機関及び金融機関を除く。）をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（中小企業団体及び金融機関を除く。）で、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営むもので、市内に事業所を有するものをいう。
- (6) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関で市内に事業所を有するものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに愛知県内に所在する国又は愛知県が所管する公的研究機関をいう。
- (8) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業の自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が促進されることを旨とすること。
- (2) 中小企業が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活

動に活用される資源をいう。以下同じ。)の確保が困難であると認められる小規模企業に対して、その経営の規模及び形態を勘案し、事業の持続的な発展に向けた支援をすることを旨とすること。

(4) 中小企業者、市、愛知県、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民の協働により行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応した適切な中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者、愛知県、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民と協力して、効果的に行うよう努めなければならない。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対して自らの創意工夫のもと、事業計画に基づいた新たな事業の展開、販路の開拓等に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、商工会議所、中小企業団体等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。

5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者の努力)

第6条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、経済的社会的環境の変化に対応して事業の

持続的な発展を図るため、他の小規模企業者又は多様な主体との連携及び協働を推進し、自主的かつ創造的にきめ細やかな技術の向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

(商工会議所の努力)

第7条 商工会議所は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会議所は、中小企業者の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会議所の会員相互の関係強化の促進及び他の団体との連携を図るよう努めるものとする。

3 商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の努力)

第8条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業者の成長発展に配慮するように努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、各中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第11条 支援機関は、基本理念にのっとり、多様化及び複雑化する中小企業者の経営課題に対し、課題解決に向けた事業計画の策定の支援等の専門性の高い支援を通じ、中小企業の経営力の強化に努めるものとする。

2 支援機関は、自らの専門性の高い知識及び事業活動を通じて、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第12条 大学等は、基本理念にのっとり、民間企業並びに国及び地方公共団体との連携を通じた研究開発等により、中小企業の成長及び発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大学等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第13条 市民は、中小企業の振興が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内において生産され、製造され、又は加工された物を消費し、市内で提供されるサービスを利用する等により、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(経営の安定化)

第14条 市は、中小企業の経営の安定化を図るため、中小企業者の経営資源の強化及び資金調達の円滑化に向けた施策を促進し、中小企業の経営基盤の強化に努めるものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(新事業展開の促進)

第15条 市は、中小企業者が自らの創意工夫と主体的な努力によって新たな事業展開に挑戦することを促進するため、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

(1) 中小企業者の新事業への進出及び企業立地を促進すること。

(2) 中小企業者相互の連携及び中小企業者、大企業者及び大学等との連携を図り、新商品及び新技術の研究及び開発並びにその成果の普及を促進すること。

(3) 中小企業者の販路拡大及び成長が見込まれる分野への進出を促進す

ること。

(4) 創業を促進すること。

(人材の育成及び確保の支援)

第16条 市は、中小企業の経営の安定化及び新たな事業展開の促進を図るとともに、中小企業の事業の継続に資するため、中小企業を担う人材の育成及び確保並びに雇用の促進に努めるものとする。

(地域商業の活性化)

第17条 市は、小売業、サービス業その他の商業を営む者が行う商店街の事業等、商業の活性化に資すると認める事業への必要な支援に努めるものとする。

(職業観及び勤労観の育成)

第18条 市は、児童及び生徒の職業観及び勤労観を育成し、小牧市民憲章（昭和60年5月15日制定）に掲げる「希望と働く喜びのある活気あふれるまち」の実現につなげるため、児童及び生徒に対し、職業に関する体験の機会の提供等に努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第19条 市は、小規模企業者に対する中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営の規模及び形態を勘案し、必要な情報を提供する等の配慮に努めるものとする。

(施策の推進に係る措置)

第20条 市は、第14条から前条までの中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業者等の意見の聴取その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

## 瀬戸市中小企業振興基本条例

わたしたちのまちは、千年以上の歴史と伝統を有するやきものの産地として栄え、戦後は陶磁器製造の技術を応用し、様々な工業製品を供給するとともに、多種多様な企業が立地する工業都市として発展してきました。その中でも、小規模企業を始めとする中小企業は、市内企業の大半を占めるなど、地域の産業及び経済の基盤を形成し、市民生活を支える重要な担い手として、まちづくりに貢献してきました。

一方、少子高齢化による労働人口の減少や後継者不足、国際化に伴う企業間競争の激化、情報通信技術の高度化など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような時代において、中小企業が持続的な発展をしていくためには、自らの創意工夫のもと、主体的に経営の改善及び向上を図っていく必要があります。また、地域経済に携わる全ての者が、中小企業の果たす役割とその重要性についての認識を共有し、相互の連携を深め、一体となって中小企業を支えていかなければなりません。

わたしたちは、地域経済に携わる全ての総力を結集し、地域全体で中小企業の振興に取り組むため、ここに、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、市の責務、中小企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進することにより、地域産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 地場産業、伝統的工芸品産業その他の市内のすべての産業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (6) 中小企業団体 事業協同組合、商店街連合会、観光協会その他の中小企業を支援する事業を行う団体及び法人（商工会議所、金融機関及び支援機関を除く。）で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫その他の金融業を営む者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (8) 支援機関 国又は愛知県（以下「県」という。）が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で県内に事務所を有する法人及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第1項に規定する認定経営革新等支援機関で市内に事務所を有するものをいう。
- (9) 大学等 県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第

1 条に規定する大学及び高等専門学校をいう。

(10) 研究機関 県内に所在する国、県等が所管する試験研究機関をいう。

(11) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業者の自主的な努力を基本とし、経営の改善及び向上が図られること。

(2) 中小企業者が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。

(3) 中小企業者、大企業者、商工会議所、中小企業団体、金融機関、支援機関、大学等、研究機関、国、県及び市が相互に連携するとともに、市民の協力を得ること。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者に配慮し、事業を着実に運営できるよう必要な環境を整えるものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、国、県その他の関係機関との連携を図るものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的又は社会的環境の変化に対して自らの創意

工夫のもと、新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、自らが地域産業の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員の福利厚生の実充及び従業員の生活と仕事の調和に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、商工会議所及び中小企業団体、支援機関等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。
- 5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者の努力)

第6条 小規模企業者は、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、他の小規模企業者及び多様な主体との連携を推進し、自主的かつ創造的に技術の向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

(大企業者の役割)

- 第7条 大企業者は、中小企業者の発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。
- 2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会議所の役割)

第8条 商工会議所は、中小企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会議所は、中小企業者の実態を把握するとともに、他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

3 商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第9条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第11条 支援機関は、専門性の高い支援を通じて、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第12条 大学等は、人材の育成及び学生への中小企業者の情報提供を通

じて、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大学等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(研究機関の役割)

第13条 研究機関は、研究開発及びその成果の普及を通じて、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 研究機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第14条 市民は、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与していることについての理解を深め、中小企業者の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化及び健全な発展の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の成長分野への進出及び販路拡大の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の企業間連携及び産学官連携の促進を図ること。
- (4) 中小企業者の創業の促進を図ること。
- (5) 中小企業者の人材の確保及び育成の支援を図ること。
- (6) 中小企業者の円滑な事業承継及び技術継承の支援を図ること。
- (7) 中小企業者の災害時における事業継続の支援を図ること。
- (8) 中小企業者の発展のための積極的な広報活動を図ること。
- (9) 市が発注する工事、物品購入、役務の提供等において、中小企業者の受注機会の確保を図ること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## ○日進市小規模企業・中小企業振興基本条例

令和4年3月25日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業及び中小企業(以下「小規模企業等」という。)の振興に関する基本理念を定め、市の責務、小規模企業者等の役割を明らかにすることにより、小規模企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業者 法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 支援機関 小規模企業者及び中小企業者(以下「小規模企業者等」という。)の支援を行う機関及び団体(商工会及び金融機関を除く。)であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 大企業者 小規模企業者等以外の企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (7) 大学等 小規模企業者等と関係のある学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに愛知県内に所在する国又は愛知県が所管する公的研究機関をいう。
- (8) 市民 日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)第3条第1号に規定する市民をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 小規模企業者等の自らの創意工夫及び経営の向上に対する自主的な努力を基本とすること。
- (2) 小規模企業者等が、多様な事業活動を通じて、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを認識すること。
- (3) 市、国、愛知県、小規模企業者等、商工会、支援機関、大企業者、金融機関、大学等及び市民が相互に連携し、及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、小規模企業等の振興に関する施策を策定し、及び総合的かつ効果的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、小規模企業者等の実態を把握し、その意見の反映に努め、小規模企業者等、商工会、支援機関、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して取り組むものとする。
- 3 市は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、小規模企業等の振興に関する施策について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(小規模企業者の役割)

第5条 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、他の小規模企業者又は多様な主体と連携し、及び協力することにより、自主的に円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

- 2 小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 3 小規模企業者は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 小規模企業者は、小規模企業等の振興に中心的な役割を果たす商工会への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して事業の成長発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、小規模企業等の振興に中心的な役割を果たす商工会への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、小規模企業者等の経営の発達、改善及び革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会は、小規模企業者等の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を促進するよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 商工会は、小規模企業者等及び大企業者の商工会への加入促進に努めるものとする。

(支援機関の役割)

第8条 支援機関は、小規模企業者等の経営の改善及び向上並びに産業間又は事業者間の連携を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、自らの事業活動の維持及び地域経済の持続的な発展のために重要な役割を小規模企業者等が果たしていることを認識し、円滑な連携を図るよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 大企業者は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 4 大企業者は、小規模企業等の振興に中心的な役割を果たす商工会への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、資金融資、経営相談その他の方法により、小規模企業者等の経営基盤の強化及び経営の革新の取組を支援するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第11条 大学等は、人材の育成、研究開発の普及等を通じて、小規模企業者等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 大学等は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第12条 市民は、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上のために小規模企業者等が果たす役割の重要性を理解し、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第13条 市は、次に掲げる基本方針を踏まえ、小規模企業等の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 小規模企業者等の経営の安定及び経営の革新を図ること。
- (2) 小規模企業者等の新たな事業展開及び販路開拓を図ること。
- (3) 小規模企業者等の人材の確保及び育成を図ること。
- (4) 小規模企業者等の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 小規模企業者等の産学官連携の促進を図ること。
- (6) 小規模企業者等の創業の促進を図ること。
- (7) 小規模企業者等の事業承継の円滑化を図ること。
- (8) 市が発注する工事、物品購入、役務の提供等において、小規模企業者等の受注機会の確保を図ること。
- (9) その他小規模企業等の振興を図ること。

- 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、小規模企業者等、商工会、支援機関、大企

業者、金融機関、大学等及び市民の意見の聴取その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、小規模企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。